

公調委平成22年（セ）第2号 福岡県遠賀町におけるペット火葬場大気汚染等による健康被害等責任裁定申請事件（第1事件）

公調委平成22年（セ）第9号 福岡県遠賀町におけるペット火葬場大気汚染等による健康被害等責任裁定申請事件（第2事件）

## 裁 定

（当事者省略）

## 主 文

- 1 第1事件の申請のうち、申請人らの被申請人遠賀町農業委員会に対する申請を却下する。
- 2 申請人らの第1事件のその余の申請及び第2事件の申請をいずれも棄却する。

## 事 実 及 び 理 由

### 第1 当事者の求める裁定

#### 1 第1事件

##### (1) 申請人ら

ア 被申請人らは、申請人Aに対し、連帯して3950万円及びこれに対する平成22年4月28日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え、との裁定を求める。

イ 被申請人らは、申請人Bに対し、連帯して350万円及びこれに対する平成22年4月28日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え、との裁定を求める。

##### (2) 被申請人福岡県及び被申請人遠賀町

主文第2項と同旨

##### (3) 被申請人遠賀町農業委員会

主文第1項と同旨

(4) 被申請人遠賀・中間地域広域行政事務組合

ア 本案前の答弁

本件申請を却下する，との裁定を求める。

イ 本案の答弁

主文第2項と同旨

2 第2事件

(1) 申請人ら

ア 被申請人らは，申請人Aに対し，連帯して2370万円及びこれに対する平成22年10月25日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え，との裁定を求める。

イ 被申請人らは，申請人Bに対し，連帯して100万円及びこれに対する平成22年10月25日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え，との裁定を求める。

(2) 被申請人C

主文第2項と同旨

第2 申請人らの主張

申請人らの主張は，別紙平成22年4月23日付け責任裁定申請書（写），同申請人主張要約書（写），同反論書その1（写），同反論書その2（写），同反論書その3（写），同平成22年10月22日付け責任裁定申請書（写），同反論書その4（写），同反論書その5（写）及び同反論書その6（写）各記載のとおりである。

第3 当裁定委員会の判断

1 第1事件について

(1) 被申請人遠賀町農業委員会に対する申請について

申請人らの被申請人遠賀町農業委員会（以下「被申請人委員会」という。）に対する申請は，国家賠償法1条1項を根拠として被申請人委員会

に損害賠償を求めるものと解される。

しかしながら、被申請人委員会は、被申請人遠賀町の行政機関（農業委員会等に関する法律 3 条及び 6 条）であって、独立の法人格を有するものではなく、私法上の権利義務の帰属主体となり得ないのであるから、当事者能力を有しないというほかない。

よって、被申請人委員会に対する申請は、不適法である。

(2) 被申請人福岡県に対する申請について

ア 申請人らの被申請人福岡県に対する主張は、申請人らが当裁定委員会に提出した別紙各書面の記載を善解すれば、申請人らの被害については、平成 12 年 7 月から平成 20 年 4 月までの間、株式会社動愛園（以下「動愛園」という。）が福岡県遠賀町大字若松 3 2 2 番地の 1 において設置したペット火葬場施設の操業に伴って、大気汚染等が発生したことにより、申請人らの所有する土地建物にダイオキシン汚染の財産的被害が生じたこと及び申請人らにダイオキシン汚染による健康被害が生じたこと、それらの損害額は、申請人 A が 3 9 5 0 万円、申請人 B が 3 5 0 万円であることを主張しているものと解される。

イ そして、申請人らは、上記のダイオキシン汚染に係る被害に関して、被申請人福岡県の責任として、①動愛園に対し、ペット火葬場施設の立地について、取り締まる法律がないとしてこれを事実上容認したことが違法であること、②平成 17 年 5 月にペット火葬場施設の近隣の土地（水田）について農地法 5 条に基づく許可をしたことが違法であること、③被申請人遠賀・中間地域行政事務組合（以下「被申請人組合」という。）のゴミ処理変更計画等について許可したことが違法であること、④動愛園によるペット火葬場施設の操業に伴って発生した大気汚染等の公害について、地方自治法 2 条 9 項及び 16 項、ダイオキシン類対策特別措置法 1 条、11 条、12 条、21 条から 23 条、26 条、31 条及

び附則 3 条，廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「廃棄物処理法施行令」という。），廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（以下「廃棄物処理法施行規則」という。），特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（以下「化学物質排出把握管理促進法」という。）並びに化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（以下「化学物質審査規制法」という。）に基づく規制権限を行使せず，必要な対策を怠ったこと，を根拠に国家賠償法 1 条 1 項に基づく損害賠償を請求しているものと解される。

ウ しかしながら，被申請人福岡県の責任に関する上記イの①の主張については，被申請人福岡県の公務員の行為が具体的にどの職務上の法的義務に違反して違法となるかについて明らかではなく，申請人らが指摘する法令は，いずれも被申請人福岡県の公務員の上記イの①の行為の違法性を基礎付ける法令とはいえないことは明らかであるから，かかる主張は，国家賠償法 1 条 1 項の請求原因として不十分であって，主張自体失当である。

また，上記イの②及び③の主張については，申請人らの主張する被害と農地法 5 条の許可あるいは被申請人組合に対するゴミ処理変更計画等についての許可との間にそれぞれ直接の因果関係がないことは明白であり，いずれも国家賠償法 1 条 1 項の請求原因として不十分であって，主張自体失当である。

さらに，上記イの④の主張については，要するに被申請人福岡県の公務員の規制権限の不行使の違法をいうものと解されるどころ，申請人らは，被申請人福岡県の公務員にどのような法律上の権限があり，その権限について定めた法令の趣旨，目的や，その権限の性質等に照らし，具体的事情の下において，その不行使が許容される限度を逸脱して著しく合理性を欠くことについて，主張を明らかにせず，また，その違法性の

評価に関わる具体的な事実も明らかにしない（なお、申請人らが掲げる法律のうち、地方自治法2条9項及び16項、化学物質排出把握管理促進法並びに化学物質審査規制法は、いずれも福岡県の公務員の具体的な規制権限について定めたものと解することはできない。）。

したがって、申請人らのかかる主張は、国家賠償法1条1項の請求原因として不十分であり、主張自体失当である。

エ 以上のとおり、申請人らの被申請人福岡県に対する主張は、いずれも理由がない。

### (3) 被申請人遠賀町に対する申請について

ア 申請人らの被申請人遠賀町に対する主張は、申請人らが当裁定委員会に提出した別紙各書面の記載を善解すれば、前記(2)アの申請人らの被害に関して、被申請人遠賀町の責任として、①動愛園に対し、ペット火葬場施設の立地について取り締まる法律がないとしてこれを事実上容認したことが違法であること、②平成17年5月に、ペット火葬場施設の近隣の土地（水田）について被申請人福岡県が農地法5条に基づく許可をした際に、被申請人委員会が許可の意見を提出したことが違法であること、③動愛園によるペット火葬場施設の操業に伴って発生した大気汚染等の公害について、憲法13条、29条及び31条、地方自治法2条9項、12項から14項及び16項、ダイオキシン類対策特別措置法1条、11条、12条、21条から23条、26条、31条及び附則3条、廃棄物処理法施行令、廃棄物処理法施行規則、化学物質排出把握管理促進法並びに化学物質審査規制法に基づく規制権限を行使せず、必要な対策を怠ったこと、を根拠に国家賠償法1条1項に基づく損害賠償を請求しているものと解される。

イ しかしながら、被申請人遠賀町の責任に関する上記アの①の主張については、被申請人遠賀町の公務員の行為が具体的にどの職務上の法的義

務に違反して違法となるかについて明らかではなく、申請人らが指摘する法令は、いずれも被申請人遠賀町の公務員の上記アの①の行為の違法性を基礎付ける法令とはいえないことは明らかであるから、かかる主張は、国家賠償法1条1項の請求原因として不十分であって、主張自体失当である。

また、上記アの②の主張については、申請人らの主張する被害と被申請人委員会が被申請人福岡県に対して農地法5条の許可の意見を提出したこととの間に直接の因果関係がないことは明白であり、国家賠償法1条1項の請求原因として不十分であって、主張自体失当である。

さらに、上記アの③の主張については、要するに被申請人遠賀町の公務員の規制権限の不行使の違法をいうものと解されるどころ、申請人らは、被申請人遠賀町の公務員にどのような法律上の権限があり、その権限について定めた法令の趣旨、目的や、その権限の性質等に照らし、具体的事情の下において、その不行使が許容される限度を逸脱して著しく合理性を欠くことについて、主張を明らかにせず、また、その違法性の評価に関わる具体的な事実も明らかにしない。また、申請人らが掲げる憲法及び法令は、いずれも被申請人遠賀町の公務員の具体的な規制権限について定めたものではないことは明白であり、結局、申請人らのかかる主張は、国家賠償法1条1項の請求原因として不十分であって、主張自体失当である。

ウ 以上のとおり、申請人らの被申請人遠賀町に対する主張は、いずれも理由がない。

#### (4) 被申請人組合に対する申請について

申請人らの被申請人組合に対する主張は、申請人らが当裁定委員会に提出した別紙各書面の記載を善解すれば、前記(2)アの申請人らの被害に関して、被申請人組合が小動物焼却炉を廃止したことを加害行為として、国

家賠償法1条1項に基づき損害賠償を請求しているものと解することができる（したがって、申請人らの申請は請求の特定を欠く不適法な申請である旨の被申請人組合の本案前の主張は、採用できない。）。

しかしながら、申請人らの主張する被害と被申請人組合が小動物焼却炉を廃止したこととの間に直接の因果関係がないことは明白であり、申請人らの主張は、国家賠償法1条1項の請求原因として不十分であって、主張自体失当である。

したがって、申請人らの被申請人組合に対する主張は、理由がない。

## 2 第2事件について

第2事件における申請人らの申請は、申請人らが当裁定委員会に提出した別紙各書面の記載を善解すれば、要するに、①第1事件における被申請人福岡県の行為に関して、公務員（知事）であった被申請人Cに対し、②第1事件における被申請人遠賀町の行為に関して、公務員（町長）であった被申請人D及び同じく公務員（農業委員会会長）であった被申請人Eに対し、③第1事件における被申請人組合の行為に関して、公務員（副管理者）であった被申請人Fに対し、それぞれ公務員個人としての不法行為に基づく損害賠償を求めたものと解することができる。

しかしながら、公権力の行使に当たる地方公共団体の公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によって違法に他人に損害を与えた場合には、国家賠償法1条1項により、地方公共団体がその被害者に対して賠償の責に任ずるものであり、公務員個人はその責を負わないものと解するのが相当である（最高裁昭和30年4月19日第三小法廷判決・民集9巻5号534頁，最高裁昭和53年10月20日第二小法廷判決・民集32巻7号1367頁，最高裁平成19年1月25日第一小法廷判決・民集61巻1号1頁参照）。

これを本件についてみるに、申請人らが第2事件の被申請人らの責任の前提としている第1事件の被申請人らに対する主張は、前記1で説示したとお

り、被申請人委員会に関する申請は不適法、その余の被申請人らに関する申請はいずれも主張自体失当である上、申請人らは、第2事件の被申請人らの公務員の職務としてなされた行為について、それぞれ不法行為責任を追及するものであるから、同被申請人ら個人がそれぞれ賠償責任を負うことはないというべきである。

したがって、申請人らの上記申請は、その請求原因とする主張自体が失当であり、いずれも理由がない。

#### 第4 結論

以上の次第で、申請人らの第1事件の申請のうち、被申請人委員会に対する申請は不適法であるから、これを却下し、申請人らの第1事件のその余の申請及び第2事件の申請はいずれも理由がないから、これらをいずれも棄却することとし、主文のとおり裁定する。

平成23年5月12日

公害等調整委員会裁定委員会

裁定委員長 大内 捷 司

裁定委員 堺 宣 道

裁定委員 辻 通 明

